令和７年度採用登別市会計年度任用職員採用試験申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理記号 | 職種 | 受理番号※記入不要 | ※記入不要 |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  ﾌﾘｶﾞﾅ | 性 別 |  | 写　　真(6月以内のもの)縦4.0cm×横3.0cm |
|  氏名 | 男 ・ 女 |  |
|  生年月日 |  昭和・平成　　年 　月　　日生(令和７年4月1日現在満 歳) |  |
|  現住所 〒 － 電話　 －　　－ |  |
|  |
| 不在時の連絡先 | 場所 |  | 電話 |  |
| 学　歴 | 区分　歴 | 学　　校　 名 | 学部・学科名 | 在 学 期 間 | 区 分 |
| 最終 |  |  |  年 月 から 年 月 まで |  □卒□修了□卒見込 □在学中□　 年中退 |
| その前 |  |  |  年 月 から 年 月 まで |  □卒□修了□卒見込 □在学中□　 年中退 |
| 職　歴（新→旧） |  勤 務 先 | 所 在 地 | 在 職 期 間 | 職 務 内 容 |
|  現在（在職中・無職） |  |  年　 月 から 年　 月 まで |  |
|  その前 |  |  年 　月 から 年 　月 まで |  |
|  その前 |  |  年 　月 から 年 　月 まで |  |
|  その前 |  |  年 　月 から 年 　月 まで |  |
| 心身の障がい | 該当するものを選択し、級別等を記入、又は選択してください。□なし　　　□身体（　 　種　　 級）　　　□知的（□Ａ ・ □Ｂ）　　　□精神（　　 級） |
| 障がい名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 資格・免許（自動車運転免許等） |
| 種 　別 | 取得年月日 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 　パソコンの使用（ワード、エクセル等の操作） | 可　・　不可 |
|  | 志望動機 |  |
|  |
|  |
|  |
|  | 仕事をする上で心掛けてきたこと |  |
|  |
|  |
|  | 最近関心を持った出来事 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※裏面に続きます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．再度の任用について**２回目の再度任用までは人事評価等により翌年度の任用を決定します。３回目の再度任用を希望する場合は、面接試験の受験が必要です。なお、再度任用は**会計年度任用職員としての任用を決定する****ものであり、同じ職種や勤務場所での任用を保証するものでは****ありません。**前年度と異なる勤務条件での任用となる可能性がありますので、ご承知おきください。**再度任用のイメージ**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 |

↑ ↑ ↑ ↑ ↑面接試験　 人事評価等　人事評価等　 面接試験　 人事評価等…　※前年度とは異なる勤務条件で再度任用となる可能性があります。 | **□** | **左の「１．再度の任用について」をよく読み、内容を確認したらチェックしてください。** |
| **２．兼業について**他の事業所との兼業を希望する場合は届出が必要です。**届出****には、次の項目をすべて満たしていることが必要です。**①　兼業先の業務と勤務時間が重複しないこと。②　１日の合計就労時間が８時間を超えないこと。③　１週間の合計就労時間が４０時間を超えないこと。④　１週間のうち少なくとも１日は、休み（どちらの業務もない日）があること。⑤　兼業先の業務に従事することが、職員全体の不名誉とならないこと。⑥　兼業先の業務が、会計年度任用職員の身分上ふさわしくない性質を持たないこと。 | **□** | **左の「２．兼業について」をよく読み、内容を確認したらチェックしてください。** |
| **□****□** | **採用後の兼業予定について、当てはまる方にチェックしてください。****兼業する****兼業はしない** |
| **３．欠格条項について**地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する方は、受験できません。※地方公務員法抜粋（欠格条項）第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職　員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること　　がなくなるまでの者二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を　　経過しない者三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条ま　　でに規定する罪を犯し刑に処せられた者四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を　　暴力で破壊することを主張する政党その 他の団体を結成し、又はこれに加入した者**私は、地方公務員法第１６条(欠格条項)の規定に該当しておりません。****また、この申込書に記入した事項は、事実と相違ありません。****令和　　年　　月　　日 氏 名** |